

# とす市報

7月15日号

No. 259

昭和48年7月15日発行  
毎月1日 15日発行

発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118  
鳥栖市役所 (電④3111)

## 花いっぱい運動スタート

黄色とオレンジ色の花をつけたマリーゴールドが7月上旬、各町公民館や保育所、学校、官庁などにお目見えしました。花いっぱいの鳥栖市づくりのため、市が委託栽培している5万本の花苗のうちの第一陣として配ったおよそ1万3000本。

マリーゴールドは、草丈がおよそ20cm止まりで秋までに次々と花を咲かせます。植え付けをするお年寄りからは、「市になって20年にもなるが、市をあげて花を植えるのは初めてバイ……」と感慨深げな声も出ていました。

7月中旬以降には、さらに4000本のマリーゴールドと1万7000本程度のサルビアを配布する予定です。



市役所前～本町間の中央通りは、本町と宿町の老人クラブのみなさんの労力奉仕で植えつけ



下野町の水天宮境内は生い茂ったヨシを同町老人クラブのみなさん

が刈り払ったうえ、マリーゴールドを植え、見違えるようになりました



ブリヂストンタイヤ鳥栖工場で

## 大そうじで清潔に

衛生課からお知らせしましたが、7月23日から8月11日まで、日割りを決めて大そうじをすることになっています。夏は特に環境を清潔にする必要がありますので、次の方法で念入りに実施してください。

▽屋、寝具などの日光消毒および床下など湿気の多い場所を重点的に。

▽住居内だけでなく、特に所有地全体の草をし、蚊の発生源になる場所や湿度の多い、下水、排水溝などの汚水処理を整備し清潔にしてください。

▽お互いに気付いた点は近所同士で遠慮なく話し合って処置しましょう。

また、老人用特殊座台が1台ありますので、希望者は福祉事務所に申込んでください。この座台は上半身の部分が上下できるものです

7月22日

## 市民水泳大会

県民体育大会の予選をかねて市民水泳大会を行います。ことは新たに中年の部(40歳以上)を設けたので、奮つてご参加ください。申込は当日会場で。

☆とき 7月22日(日)午前9時30分  
☆ところ 市民プール(鳥栖西中)

☆資格 市内在住の男女(高校生以下を除く)

### ☆種目

- (1) 30歳未満…自由型50m、100m、平泳50m、100m、背泳50m、100m、バタフライ50m、100m。
- (2) 40歳未満…自由型50m、平泳50m、背泳50m、バタフライ50m。
- (3) 40歳以上…自由型25m、平泳25m、背泳25m、バタフライ25m。

## 小、中、高生の陸上競技記録会

佐賀県陸上競技教室記録会(前期)が7月29日(日)、鳥栖西中学校グラウンドで行われます。また後期は10月14日、伊万里市国見台陸上競技場で行われますが、後期の参加申込みは、9月30日までに伊万里市山代町国見中学校内、古賀三音さんに申込んでください。

(特) 目  
①小学生—100m、400mリレー、走幅跳  
②中学生—100m、200m、400mリレー  
走高跳、砲丸投  
③高校生—200m、800m、5000m、400mリレー、3200mリレー、走幅跳、走高跳、砲丸投、円盤投  
くわしくは社会教科社会体育係におたずねください。

市民の動き (7月1日現在)

人 口	世帯
総 数 男 女	(+32)
(+99)(+35)(+64)	12,044
49,130 23,328 25,802	

( )は昨月との比較

## 市制20周年を祝う夏の祭り

市民花火大会 7月20日(金)

(河内ダム) 午後7時から

鳥栖駅前と市役所前から無料バス運行

鳥栖青年会議所主催

山笠 7月21日(土)、22日(日)

21日のコース: 鳥栖駅→八坂神社

22日のコース: 八坂神社→鳥栖駅

21日と22日両日の夜7時から八坂神社

で演芸会 鳥栖山笠奉賛会主催

写真コンテスト

花火大会、山笠を題とする

鳥栖商工会議所 主催

鳥栖文化連盟 後援

全市連合中元大売出し

7月20日(土)～8月13日(月)

特賞 海外旅行ご招待 10人

1等 国内旅行ご招待 120人

残念賞 奨品 各 1000人

市内全ボーリング場を

3ゲーム100円で開放

100円は市の福祉事業に充て

7月23日(日) 午前中

市民盆踊り大会

7月28日(土)、29日(日)

午後7時から 中央公園で

鳥栖民踊クラブ 主催

# 生ゴミの水は十分に切って

「写真をご覧ください。市のゴミ焼却場では、この暑さの中、悪臭と煙に悩まされながら作業員がゴミの山と格闘しています。収集車で運び込まれたゴミを、焼却炉に落し込む作業をするのですが、台

所から出る生ゴミの水分でぬれたゴミはなかなか燃えません。特に夏はスイカの皮が大量に捨てられるため、作業員はいらっしゃう苦労します。

そこで、みなさんにお願いしたいのは生ゴミの水分は十分に切ってから、ビニール袋に入れてしまいということです。



水をよく切らず捨てられたゴミ

## ②局の電話交換機を切替え

鳥栖電報電話局は、鳥栖市の電話事情をよくするため、新型の自動交換機を増設していましたが、7月25日午後2時完成することになりました。①局の電話はすべて新型の交換機に切替えることになりますので次の点にご注意ください。

◆切替え時間の午後2時前後約10分づつの通話はご遠慮ください。もし通話中でしたら、やむを得ず切らせていただきます。

◆ダイヤルの途中で5秒以上間隔をおくと切れてしまいます。終りまで休まずに回してください。

◆タイヤル市外電話の場合、ダイヤルを全部回し終わっても10秒ほど何の音も出ないことがあります。これは故障ではなく、相手を探しているのですから、そのまま切らすにお待ちください。

◆電話番号が一部変っていますのでご注意ください。

## 市民講座は「田代壳菜の歴史」

7月1日号の市報でお知らせしました市民講座は、鳥栖高校教諭・小林肇さんを講師に、「田代壳菜の歴史」を勉強することになりました。7月25日(水)から毎週水曜日午後7時~9時まで市民会館(本町三丁目)で。申込みは教育委員会社会教育課へ。



悪臭の中でのゴミ焼却作業

ゴミは捨てたら、それでわたしたちとの縁は切れるのですが、灰になるまでには、収集する人、焼却する人など多くの人々の手をわざわざしているのです。わ

## 市営住宅 補充入居者を募集

市は第1種市営住宅の補充入居者を募集します。

▼申込み期間 7月20日~  
28日(日曜は除き土曜日  
は午前中だけ)

▼抽選日と場所 8月10日午前10時から市役所2階第5会議室

### ▼申込資格

- (1)現に住宅に住んでいる人
- (2)現に同居または同居しようとする親族があること。婚姻届をしていないても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人または婚姻の予約者も親族に含めます。
- (3)市内に居住するか、または市内に勤務場所のある人。
- (4)次にかかる基準の収入の人  
月収3万円を超える5万8000円以下であること。扶養者1人につき、月1万円の控除がある。以上の収入金額

は、本人だけでなく同居親族の収入も含まれる。

### ▼申込方法および受付場所

建設課住宅係に用意している申込用紙に記入し、関係書類といっしょに係に提出してください。関係書類は給与所得証明または市町村が出す所得証明および住民票謄本。親族が婚約者の場合は婚約証明書および誓約書。

(3)写真…白黒、カラーとも半切以上としわく張りにする。

(4)手芸品 (5)工芸品(運搬困難なものはのぞく)

### 〔応募規定〕

- (1)出品資格 60歳以上の人
- (2)申込み 7月31日までに福祉事務所
- (3)販入 9月中旬

## 三種混合の予防接種

乳幼児のジフテリア、百日咳、破傷風混合予防接種を次のとおり実施しますので、該当者に必ず受けさせてください。

### ☆該当者

- (1)第1期…生後3か月以上の乳児(3~8週間にごとに3回接種)
- (2)第2期…第1期の接種がすんで1年~1年半までの児児に1回

### ☆期日

8月3日…田代、基里、麓、旭地区  
8月6日…鳥栖地区

### ☆時間

午後1時30分~同2時50分

### ☆場所

中央公民館

## ガン検診

胃ガン予防の検診を行います。申し込みは7月20日まで衛生課予防係へ。検診は7月27日です。人員は100人ですから定員になったら締め切りますのでご了承ください。料金は検診日に250円いただけます。今回は胃ガンだけです。

## 商店経営講座ひらく

商工会議所、本通り、大正町商店街協同組合、鳥栖経営研究会の主催で、商店経営講座が行われます。受講料は無料です。

とき 7月24日 午後1時30分~

4時30分

ところ 福岡銀行鳥栖支店

講師 商工診断センター

副理事長 塚本正蔵

申込み 鳥栖商工会議所

(電話 ③3121)

## 土地保有税のあらまし

土地対策の一環として、この7月1日から市町村税に土地保有税が創設されました。あらましは次のとおりですが、くわしくは、税務課におたずねください。

区分	説明	区分	説明
納税義務者等	保有している土地にかかるもの 昭和44年1月1日以後に一定面積以上取得した土地に、昭和49年度から毎年課税される。 (一定面積は、鳥栖市の場合5000平方メートル)	非課税者等	1 國または地方公共団体が取得し、または所有する土地 2 相続、法人の合併など形式的な所有権の移転 3 農業を営む人の場合で、農地、採石放牧地、農業用施設等 4 林業を営む人の場合で、森林施業の計画の対象である林地等 5 地域開発立法等による工場の地方分散など、国の施策などに適合する用途に使われる土地
取得価額	販売した土地にかかるもの 昭和48年7月1日以後に一定面積以上取得したものに、1回限り課税される。	申告納付時期	☆1月1日現在の土地の所有にかかるもの(既存有)は5月末日 ☆1月1日前1年内の取得分(既に納付した分を除く)は2月末日 ☆7月1日前1年内の取得分(既に納付した分を除く)は8月末日
税額	取得価額×1.4 100 - 固定資産税	免除	☆土地の所有者が非課税用途に使用するもので、特定のものについては2年間徵収猶予 ☆上記用途に供した場合は、納税義務免除
額	<取 得 分> 取得価額×3 100 - 不動産取得税		